

埼玉県中小企業DX導入支援補助金交付要領

(通 則)

第1条 埼玉県中小企業DX導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たっては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）及び埼玉県中小企業DX導入支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定によるほか、この交付要領に定めるところによる。

(補助事業の期間)

第2条 補助事業の期間は、交付決定の日から、実施報告書の提出期限までとする。補助対象期間内に補助事業を完了し、補助対象経費の全額の負担が行われるものであることを要件とする。

2 補助対象経費がリース等の場合、補助対象期間はリース等の利用開始日から最大1年間までとする。ただし、リース等の利用は交付決定後、速やかに開始するものとし、前項に定める補助事業の期間内に補助対象経費全額の負担が行われるものとする。

3 天災地変等、補助事業者及び当該補助事業に係る発注先事業者のいずれの責めにも帰すことができないものにより補助事業の期間内での事業完了及び経費の支払が困難となった場合等で、知事がやむを得ないと認めた場合は、知事の定めるところにより補助事業の期間を延長することができる。

4 前項に基づき補助事業の期間の延長をしようとする場合は、前項に係る事情を説明する経緯書等を知事に提出し、指示を受けることとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年7月1日（水）から令和8年10月30日（金）16時までの各申請受付期間内に様式第1号の申請書を県に提出する。

なお、期間中の募集は以下のとおりであり、提出日の属する期での審査・採択となる。

	申請受付期間
第1期	令和8年 7月1日（水）～令和8年 7月31日（金）16時
第2期	令和8年 8月3日（月）～令和8年 8月31日（月）16時
第3期	令和8年 9月1日（火）～令和8年 9月30日（水）16時
追加募集	令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）16時

2 要綱第5条第3項に基づく知事が別に定める書類として様式第9号及び別表第1に掲げる書類を提出することとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができない。

(1) 埼玉県に対する債務及び県税において滞納がある場合。

(2) 要綱第5条第4項における別紙1及び別紙2の誓約事項を誓約しない場合。

(3) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していない場合。

(4) 補助を受けようとする経費について、国又は県・市・町・村もしくはこれに準ずる公的機関が実施する他の補助制度へ申請している又は交付決定・補助金の交付を受けている（本補助金の交付申請後に他の補助金の交付決定を受けた場合は、第5条に基づく申請の取り下げを行うこと）場合。

(5) 同一事業者が複数の申請を行う場合。この場合、いずれか1つの申請以外は認めないものとする。なお、以下のいずれかに該当する者は、同一事業者とみなす。

ア 個人事業主と法人の代表者が同一である場合

イ 代表者及び住所が同一の法人の場合

- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする場合。
- (7) 親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社など資本関係のある会社に補助対象事業に係る業務等の全部又は一部を発注・依頼する場合。
- (8) 補助対象事業者の代表者(補助対象事業者が個人である場合を含む)の親族(3親等以内)又は役員の親族(3親等以内)が一人でも代表者(個人である場合を含む)又は役員に就いている事業者に補助対象事業に係る業務等の全部又は一部を発注・依頼する場合。
- (9) 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業である場合。
- (10) その他制度趣旨・本交付要領にそぐわない事業である場合。

(交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請があったときは、別に定める審査要件に基づいて補助金の交付を決定し、交付決定の通知を様式第2号により行う。なお、審査における加点項目及び主な審査の視点については別表第2のとおりとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに様式第10号により知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第6条 知事は、次の各号に掲げる場合には、交付決定を取り消し、その通知を様式第11号により行い、補助金の返還を求めることができる。

- (1) 補助事業者が、不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (2) 補助事業者が、補助金の交付に附する条件若しくは制限又は法令、規則、交付要綱、交付要領若しくは知事の指示に違反したとき
- (3) 補助事業者が、交付決定の内容又は目的に反して補助金を使用した場合

2 前項の規定は、補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、要綱第9条第4項に基づく知事が別に定める書類として様式第12号及び別表第3に掲げる書類を提出することとする。

2 要綱第9条第2項に規定する知事が別に定める日は以下のとおりとする。

交付決定期	提出期限
第1期	令和8年12月24日(木)
第2期	令和9年1月21日(木)
第3期	令和9年2月10日(水)
追加募集	令和9年2月26日(金)

3 補助事業者に対し、前項に定める書類の提出後に、D X ツールが事業所に導入・運用されている状況について現地確認を行うものとする。

(補助事業成果等報告書の提出)

第8条 補助事業者は、当該補助事業によって補助対象となったツールの導入日以降に到来する決算月末日から60日以内に、確定した決算書(個人事業主の場合は、直近の提出済確定申告書)とともに、様式第13号の「補助事業成果等報告書」を提出しなければならない。ただし、導入

日から次に到来する決算期までの期間が6か月に満たない場合、更に次の決算期を基準として提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告書等の提出に対し知事から指示があったときは、その指示に従うものとする。

（義務事項）

第9条 補助事業者は、補助事業の実施に当たり、必要に応じて補助事業に係る調査に協力するほか、事業の成果発表や事例集への掲載等に協力すること。

（補助事業等の公開）

第10条 知事は、補助事業により行った事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報（企業名、補助金額等）を公開することができるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、補助事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月17日から施行する。

この要領は、令和8年9月30日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

① 事業実態確認書類
（法人の場合） ア 法人税確定申告書の別表一の写し（１枚） イ 貸借対照表・損益計算書・製造原価報告書・販売費及び一般管理費明細書の写し ※ 製造原価報告書がない場合はその旨を記載すること。 ウ 受信通知（e-Tax で申告している場合） エ 履歴事項全部証明書の写し（申請日前 3 か月以内に発行されたもの） （個人の場合） ア 所得税確定申告書の第一表の写し（１枚） イ 所得税青色申告決算書の写し（両面） ※ 白色申告書の場合は、月間売上がわかる売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類 ウ 受信通知（e-Tax で申告している場合） エ 住民票の写し（申請日前 3 か月以内に発行されたもの） ※ 法人・個人ともに、ア～ウについては、直近 1 年分の書類 （組合の場合） ア 組合員名簿 イ 事業及び経費の分担内訳 ウ 構成員への成果普及体制を明記した書類 エ 上記法人の場合のア～ウに準じた売上等が確認できる書類 （特定非営利活動法人（NPO 法人）の場合） ア 法人税確定申告書の別表一の写し（１枚） イ 貸借対照表・活動計算書 ウ 受信通知（e-Tax で申告している場合） エ 定款の写し オ 役員名簿 カ 履歴事項全部証明書の写し（申請日前 3 か月以内に発行されたもの） ※ ア～ウについては、直近 1 年分の書類
② 補助対象経費積算書類
・ 補助対象事業の見積額がわかる書類（見積書等） ※ 中古品の購入については、同一条件による 2 者以上の見積書の提出を要する。
③ 補助対象となる製品が特定できる書類
・ 補助対象となる D X ツールの概要や仕様・機能が確認できるカタログ等
④ 納税証明書類（いずれか一方）
ア 県税の納税証明書（県税全般に滞納額がないことの証明） イ 納税状況等確認システムによる納税情報の確認に関する同意書
⑤ 暴力団排除に関する誓約書
・ 暴力団排除に関する誓約事項（要綱別紙 1）
⑥ 申請に関する誓約書
・ 申請に関する誓約事項（要綱別紙 2）
⑦ 別表第 2 ①に記載の取組について、加点を希望する場合
・ 認定書等の写し
⑧ その他知事が必要とする書類
・ その他、審査段階で必要となったもの

別表第2（第4条関係）

① 各期申請締切日までに以下の認定等を受けている場合、審査において加点を行う。

- ア 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (<https://www.biz-partnership.jp/>) に宣言を公表していること。
- イ 経済産業大臣から「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」について、有効な期間の計画の認定を受けていること。
- ウ 埼玉県から「経営革新計画」の承認を受け、計画期間中であること。
- エ 埼玉県から「多様な働き方実践企業」の認定を受けていること。
（「多様な働き方実践企業プライム企業」は追加の加点あり）
- オ 埼玉県から「シニア活躍推進宣言企業」の認定を受けていること。
- カ 埼玉県の「男性育休推進宣言企業」に登録していること。
- キ 「埼玉県健康経営認定制度（健康宣言事業所）」に登録していること。
- ク 埼玉県から「埼玉県健康経営認定制度（健康経営実践事業所）」の認定を受けていること。
- ケ 「SECURITY ACTION」サイト (<https://www.ipa.go.jp/security/security-action/>) に宣言事業者として掲載されていること。
- ※ 申請日の属する期の申請締切日までに認定等を受けていない場合は加点を行わない。

② 審査における主な審査の視点は、以下のとおりとする。

- ・ 現在の労働生産性や業務状況・課題が客観的に示されているか。また、労働生産性向上を計画している工程・作業は明確か。
- ・ 事業の取組内容などを具体的に示しているか。DXツールの選択は妥当か。
- ・ 事業の実施体制は、課題を解決して労働生産性向上を実現できる人員体制となっているか。
- ・ 従業員規模や補助金額に照らして十分な効果が期待できるか。
- ・ 事業の取組により、労働生産性の向上が期待できるか。
- ・ 事業の取組により、経営体質の改善などにつながり、営業利益の増加や人件費の削減等の効果が期待できるか。
- ・ 資金計画は財務内容に照らして実行可能か。

別表第3（第7条関係）

① 経費書類
・ 発注書・契約書・仕様書など実際に導入した製品の仕様・サービスの内容の詳細を確認できる資料、納品書、請求書の写し ・ 支払いを証する書類の写し （例）金融機関の取扱日付・領収印のある振込票の控え ATMで振込を行った際に発行される伝票 インターネットバンキング等の振込完了画面（又は振込履歴）を印刷したものの通帳の写し ※ 振込先、取引内容、取引日時等が確認できるもの ※ 原則として、金融機関への振込により支払いを行うこと。現金による支払いは認めない。 ※ クレジットカード払いの場合は、上記のほかにクレジットカードの支払明細を提出すること。なお、クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名义であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限る（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることを要する。）。 ※ 支払いにあたっては、混合払い（同一の会社に対して一度に複数の事項の支払いを合算して行うこと）は避け、補助事業に関する支払いを単独で行うこと。
② 補助事業の実施がわかるもの
（例）導入したDXツールの運用状況が確認できるもの （ツール導入後の使用画面の写し等）
③ その他知事が必要とする書類
・ 実績確認の際に必要なもの等

1 生産性の向上を要する業務の現状・課題

自社の事業概要を記載してください。
自社における現時点での対象業務の概要や労働生産性の状況・課題を具体的に記載してください。 ※業界全体ではなく、自社の状況が分かるように記載してください。
労働生産性向上が必要となっている業務プロセスを具体的に記載してください。 ※自社の事業の中で、どのようなプロセスで実行しているのか、DXによる生産性向上の余地があるのか分かるように記載してください。 既にDXツールや機器を使用している場合は、製品の概要や使用内容についても併せて記載してください。

2 事業計画の内容等

補助事業計画の「取組内容」「実施体制」「実施スケジュール」を記載してください。

【取組内容】 ※事業計画の取組内容や導入するITツールの機能や用途を具体的に記載してください。
【実施体制】 ※事業計画に取り組む体制や役割を記載してください。
【実施スケジュール】 ※実施スケジュールを具体的に記載してください。

3 期待される事業の効果

期待される補助金活用の効果（直接的な生産性向上による効果、経営体質の改善、企業競争力の強化などにつながる効果）の詳細を記載してください。

（１）労働生産性向上の効果

※労働生産性向上の効果（一人当たりの業務負担量の緩和・残業時間の減少、人員の効率的な配置や高付加価値業務へのシフト等）を具体的に記載してください。

--

（２）労働生産性向上計画に基づく労働生産性成長率

	前年度実績値(直前の決算時点)		計画値(成果等報告時に使用する決算時点見込み)	
営業利益(円)・・・A		円		円
人件費(円)・・・B		円		円
減価償却費(円)・・・C		円		円
付加価値額(円) 【D】・・・A+B+C	0	円	0	円
従業員数(人)・・・X		人		人
年間平均労働時間(時間)・・・Y		時間		時間
労働生産性 【D】/(X*Y)				
労働生産性成長率				

【積算根拠】

事業 実施後	※本補助事業の対象とする業務の事業実施後の労働生産性向上の積算根拠を記載してください。

（３）その他の効果（経営体質の改善）

※労働生産性向上により、経営体質が改善し、どのくらい売上高や売上総利益、営業利益等の増加や人件費の削減等につながるのかを記載してください。

--

4 事業に要する製品及び経費

事業を実施する上で必要となる経費を記載してください。

(1) 補助金の使途 ※中古製品の場合は「製品の名称」欄に「(中古)」と付記してください。

単位：円

経費区分		ツール・機器の名称	型番・品番等	単価 (税抜)	数量	合計見積額 (税抜)	備考
ア. ITツール・システム 導入・構築費 稼働・運用に伴い 必要な機器購入費	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
小計							
イ. リース、レンタル、 クラウド、 サブスクリプション等 利用料	1						
	2						
	3						
	4						
	5						
小計							
ウ. 機器設置 作業費	1						
	小計						
エ. 機器運搬費	1						
	小計						
オ. 動作確認、 設定費用	1						
	小計						
カ. 導入 サポート費	1						
	小計						
キ. その他	1						
	小計						
ITツール・システム導入・構築費、機器購入費（ア）＋リース等利用料（イ）の合計（①）							
①以外の経費（ウ～キ）の合計（②）							
①＋②の合計（A） ※②の額がAの1/2を超える場合、補助対象外							
補助対象経費（A） ※補助対象経費が10万円未満となる場合は申請できません。							
補助額（B）＝（A）×3/4 千円未満切捨 又は 上限3,000,000円							

(2) 資金計画

※補助対象経費の調達について、調達方法・調達先、調達見込み等を記載してください。

項目	金額（円）	資金の調達方法・調達先	調達見通し	備考
補助対象経費(A)				
補助額(B)		(例) ○○銀行○○支店	(例) 融資内諾を得ている。	(例) 補助金支払いまでのつなぎ資金
残額(C)=(A)-(B)				

(3) 補助事業開始時期*及び終了（導入完了）時期（予定） *補助金の交付決定日以降の日

開始時期		から	終了時期	
------	--	----	------	--

(例) 令和○年○月○日、令和○年○月中旬頃から令和○年○月末

◆ 他の公的機関からの補助金又は助成金への申請の有無

申請を行う事業計画に関しては、国・県・市・町・村等公的機関からの補助金または助成金を申請・受給（予定も含む）していません。	
---	--

※本項目に該当していない場合は、本補助金の申請はできません。

◆ 他施策への取組について

申請日現在で以下の認定等を受けている場合（又は申請する期における申請締切日までに認定等を受ける見込みがある場合）、該当するものに○を記載してください。

	認定等を受けている	認定等を受ける見込みである
ア、「パートナーシップ構築宣言」		
イ、「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」		
ウ、「経営革新計画」		
エ、「多様な働き方実践企業認定制度」		
上記のうち「多様な働き方実践企業プライム企業」		
オ、「シニア活躍推進宣言企業認定制度」		
カ、「男性育休推進宣言企業」		
キ、「埼玉県健康経営認定制度」（登録）		
ク、「埼玉県健康経営認定制度」（認定）		
ケ、「SECURITY ACTION」		

※該当する認定書等の写しを提出してください。また認定等を受けていない場合は、申請する期における申請締切日までに認定書等の写しを提出してください。

様式第 10 号（第 5 条関係）

埼玉県中小企業DX導入支援補助金
申請取下書

令和 年 月 日

埼玉県知事

申 請 者 住 所
会 社 名
代表者名

令和 年 月 日付けで交付申請した補助事業を取下げたいので、埼玉県
中小企業DX導入支援補助金交付要領第 5 条の規定により提出します。

埼玉県中小企業DX導入支援補助金
交付決定取消通知書

〇〇第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した埼玉県中小企業DX導入支援補助金については、埼玉県中小企業DX導入支援補助金交付要領第 6 条の規定に基づき、次のとおり交付決定を取り消します。

【取消しを行う交付決定の内容と理由】

交付決定日	
交付決定額	金 円
取消額	金 円
取消しを行う理由	
備考	